平成２５年（フ）第９号
長野県大町市常盤6852番地67、住民票上の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城3020番地483
債務者　内川　三郎
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　征矢　芳友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３０号
長野県塩尻市大字塩尻町177番地15
債務者　坂梨カルメルダ（住民票上の氏名ＣＡＲＭＥＬＤＡ　Ｒ　ＳＡＫＡＮＡＳＨＩ）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐澤　佳秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２号
長野県諏訪郡下諏訪町6503、住民票上の住所長野県諏訪郡下諏訪町3492番地イの３
債務者　岩波　尚利
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２３号
長野県諏訪郡下諏訪町6503、住民票上の住所長野県諏訪郡下諏訪町3492番地イの３
債務者　岩波眞理子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２４号
長野県諏訪郡下諏訪町6503、住民票上の住所長野県諏訪郡下諏訪町3492番地イの３
債務者　岩波　孝幸
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１５０号
静岡市駿河区敷地１丁目21番２―201号
債務者　玉井　　清
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８号
大阪市中央区西心斎橋１―16―10　心斎橋ロンコート604号、住民票上の住所大分市高砂町３番30―1101号　グリーンヒル高砂町
債務者　中村　茂隆
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
大分市大字駄原1226番地の３　パティオ・Ｋ101
債務者　中村　　亮
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３３号
横浜市泉区和泉町7315番地７　グループホームやすらぎ
債務者　築地　憲一
成年後見人　滝　眞由美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６号
宮崎市田代町179番地３　エラン宮崎Ⅱ番館508号
債務者　原之園勝美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４号
岐阜市六条福寿町15番20―202号　ハイツアドニス
債務者　オートギャラリーツチヤこと　土屋　栄自
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２８０６号
札幌市豊平区中の島１条７丁目７番24号　第１北祐コーポ201号
債務者　桑原　利之
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
函館市若松町38番15号
債務者　成田　昭子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２号
札幌市豊平区美園10条４丁目１番10号　小田マンション513
債務者　森　志おり
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５５号
札幌市北区屯田４条５丁目11番12号　２棟右
債務者　竹田　雅代
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３１号
住民票上の住所札幌市中央区円山西町４丁目１番８号
債務者　石田　富枝（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部